

講師として勤務を希望している皆様へ

## 「教員免許更新制」についてのお知らせ

☆平成21年4月1日以降、初めて授与される「有効期間の満了の日」が記載された免許状を「新免許状」と呼びます。

教員としての最新の知識技能を身につけることを目的とした教員免許更新制が、平成21年4月1日より実施されることになりました。

これにより、皆様がいつでも教壇に立てる状態にしておくためには、10年に1度の免許状の更新が必要となりました。

教員免許状を更新するためには、「免許状更新講習を受講・修了し、教育委員会から有効期間を更新したことの証明を受けることが必要です。

### 1 「有効期間の満了の日」の確認

所持している教員免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、御確認ください。

### 2 「免許状更新講習」について

#### (1) 受講期間

「免許状更新講習」は、いつでも受講できるわけではありません。

受講できる期間は、「有効期間の満了の日」の2年2か月前から2年間と決められています。「免許状更新講習受講期間」についても、御自分で御確認ください。

#### (2) 「免許状更新講習」の内容

ア「教育の最新事情に関する事項」12時間以上（必修）

イ「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」18時間以上（選択）

「免許状更新講習受講期間」内に、合計30時間以上を受講し、修了することが必要です。

#### (3) 申し込み方法

各自が「免許状更新講習」を開設している大学や教育機関等を調べて受講場所を決定し、受講場所が発行する申込用紙を入手します。そして、証明者に「講習を受講できる立場であること」の証明をもらい、受講する大学や教育機関等に、直接、申し込みを行います。

<証明の依頼>

※学校に勤務している方-----在籍校に依頼

※学校に勤務していない方-----講師登録した教育事務所や教育委員会等に依頼

#### (4) 「免許状更新講習」受講・修了後の申請

「免許状更新講習」を受講・修了しただけで、「免許更新」が完了するわけではありません。各自の「免許状更新講習受講期間」内に申請書を提出し、有効期間が更新されたことの証明(有効期間更新証明書)を受ける必要があります。

<申請先>

※学校に勤務している方-----勤務地の都道府県教育委員会

※学校に勤務していない方-----居住地の都道府県教育委員会

<参考> 「教員免許更新制」については、文部科学省のホームページで、詳しく解説されています。  
文部科学省HPアドレス：<http://www.mext.go.jp/>

※ トップページにある「教員免許更新制」をクリックしてください。